

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

茨城県稲敷郡阿見町

2 構造改革特別区域の名称

阿見町福祉有償運送セダン型車両特区

3 構造改革特別区域の範囲

茨城県稲敷郡阿見町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 阿見町の状況

阿見町は、茨城県の南部に位置し、面積は64.97k㎡で、平成17年4月1日現在における住民基本台帳の人口は47,023人、世帯数は17,215世帯、一世帯あたりの人員数は約2.7人である。阿見町は、都市化の進展が著しい県南地域にあり、昭和45年以降、飛躍的な人口の伸びを示してきた。

しかし、近年では低迷する社会経済情勢など様々な要因から、かつてのような社会増は見込めなくなっている。また、少子化の影響等から、人口の自然増も伸び悩みの状態にある。しかしながら、首都圏中央連絡自動車道の開通、阿見吉原土地地区画整理事業の実施等から、今後、本町の人口は、微増ではありながら増加していくものと考えられる。阿見町第5次総合計画では、平成25年に人口51,300人、世帯数21,400世帯、一世帯あたりの人員数は約2.4人と予想されている。

平成17年4月1日現在における65歳以上の人口は7,831人で高齢化率16.7%となっており、過去5年間は年平均約270人のペースで増加している。高齢化率は茨城県の平均と比べると若干低くなっているが、地域により格差があり新興住宅団地などは、65歳以上の方がほとんどいないが、旧来からの住宅地や農村地は高齢化率が高く30%を超えている地域もいくつかあり、今後も増加するものと予想される。身体障害者手帳所持者は1,144人、療育手帳所持者は200人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は85人(いずれも平成17年3月末現在)となっている。

(2) 移動制約者の状況

介護保険の要支援・要介護者

平成 17 年 4 月 1 日現在、65 歳以上人口 7,831 人に対して、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人は 922 人、第 1 号被保険者に対する割合は 11.4%である。

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
65 歳以上	54	331	143	136	130	95	889
40～64 歳	3	9	5	5	6	5	33
計	57	340	148	141	136	100	922

うち施設入所者数 166 人

要支援・要介護認定者のうち、要介護 3～5 の認定を受けている 377 人（うち在宅 211 人）の大部分は、外出時に福祉車両による移送が必要な移動制約者であると推測され、要支援、要介護 1 及び要介護 2 の 545 人については、ほとんどの人が福祉車両を必要とする状況ではない。

ひとり暮らし高齢者

町内における援護を必要とするひとり暮らし高齢者は平成 17 年 4 月 1 日現在 384 人で、同日現在 65 歳以上の高齢者数 7,831 人に占める割合は 4.9%となっている。平成 6 年 4 月 1 日現在の要援護ひとり暮らし高齢者は 236 人で、65 歳以上の高齢者 4,954 人に占める割合は 4.8%であった。核家族化の進行、高齢者人口の増加に伴い今後も増え続けることが予想される。ひとり暮らし高齢者がただちに移動制約者になるわけではないが、家族による送迎が期待しにくいことから、地域における外出支援が必要となる可能性が高いと考えられる。

身体障害者

平成 17 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳の交付者数は、1,144 人になっており、公共交通機関の利用が難しいと思われる視覚障害者及び肢体不自由障害者は、それぞれ 85 人、642 人の計 727 人となっている。

肢体不自由障害者の 1・2 級の者 364 人については、移動の際に福祉車両が必要であると思われるが、3 級以下の肢体不自由障害者及び視覚障害者については、障害が重複していない場合は、福祉車両を利用する必要はないと思われる。ただし、これらの人たちが公共交通機関を利用する場合は、単独での利用は困難であり、ガイドヘルパー等を利用する必要がある。

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	35	29	1	5	6	9	85
聴覚・平衡機能障害	1	23	9	16	0	32	81
音声・言語・そしゃく機能	1	24	9	16	0	33	83
肢体不自由	168	196	106	91	60	21	642
心臓機能障害	111	0	21	15	0	0	147
じん臓機能障害	94	0	0	0	0	0	94
呼吸器機能障害	10	0	14	7	0	0	31
膀胱又は直腸機能障害	0	0	1	37	0	0	38
小腸機能障害	1	0	0	0	0	0	1
免疫機能障害	2	1	3	0	0	0	6
計	422	252	165	176	66	63	1,144

知的障害者・精神障害者

平成 17 年 4 月 1 日現在、療育手帳の交付者数は 200 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 85 人である。そのうち更生施設等に入所していない 247 人が在宅で生活している。肢体不自由との重複障害がない知的障害者・精神障害者については、福祉車両による移送は必要でないが、障害者の行動圏の拡大を図り社会参加を促進するため、セダン型等に利用拡大した福祉有償移送サービスによる外出支援を行う必要がある。

	最重度	重度	中度	軽度	計
18 歳以上	36	33	34	35	138
18 歳未満	19	14	15	14	62
計	55	47	49	49	200

(3) 公共交通機関の状況

町内には、鉄道の駅がないため、移動手段は、路線バス・タクシー・自家用車・自転車等による移動となる。

路線バスの状況

路線バスは、関東鉄道バスが 6 路線、JRバスが 2 路線運行しているが、一部幹線道路を運行し、運行本数も少なく、農村部等においてはバス停までの距離も遠く、また、ノンステップバスの普及率（関東鉄道バス 13.1%、JRバス 0.0%）が高くない等から、移動制約者にとって利用が困難となっている。

また、町では老人福祉センターを起点として、町内各公共施設や病院等をコースに加えた福祉巡回バスを運行している。全町民を対象に、現在町有バス 1 台で町内を 4 コースに分けて運行しているが、コースや時間、曜日が合わない等希望する時に利用出来ないなど、必ずしも移動制約者のニーズに十分対応している状況とはいえない。

福祉巡回バス運行実績	(平成 15 年度)	(平成 16 年度)
・年間利用人数	6,160 人	5,342 人

タクシーの状況

阿見町内におけるタクシー会社は 1 社のみで、福祉車両を所有していない状況である。町で実施している福祉タクシー助成事業（身体障害者手帳を所持する 1 級及び 2 級の方、療育手帳 A 及び A の方で、自動車税の減免を受けていない方に、医療機関などへの往復に要するタクシー料金の一部を助成する。）は、近隣のタクシー事業者の協力を得て実施しているところであるが、事業の協力事業者は 27 社あり、うち 5 社が福祉車両を所有している。又、福祉車両を所有する 5 社のうち 4 社が町で実施している外出支援サービス事業（福祉車両による移動を必要としている 65 歳以上の高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成する。）の協力事業者となっている。

また、茨城県内におけるタクシー事業者は、県内を 5 ブロックに分け地域ごとに登録されており、当町は県南ブロックに属しているが、県南ブロックにおける法人タクシーは 74 事業者あり計 1,080 両が登録されている。内 8 社が福祉車両を計 10 両所有している。又、患者輸送等福祉限定タクシーは 13 社あり、19 両が登録されている。（福祉限定タクシーはヘルパーが同乗する場合はセダンでも営業可能のため福祉車両のみではない。))

(4) 町の外出支援施策

阿見町では、福祉車両による高齢者等の外出支援サービスとして、福祉車両による移動を必要としている 65 歳以上の高齢者に対する助成を実施している。その他高齢者等の外出支援として福祉巡回バスの運行、身体障害者手帳を所持する 1 級及び 2 級の方、療育手帳 A (1) 及び A (2) の方を対象に福祉タクシー券の交付を行っている。各事業の実施状況は次のとおりである。

(注) 1・・・IQ が概ね 20 以下、または身体障害者手帳 1 級と 2 級と IQ が 35 以下の知的障害が重複している者であって、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度（最重度）

2・・・IQが概ね35以下、または身体障害者手帳1級、2級、3級とIQが概ね50以下の知的障害が重複している者であって、日常生活において常時介護を必要とする程度（重度）

外出支援サービス事業

阿見町に居住する65歳以上の高齢者等で、車椅子及びストレッチャーでの移動を必要とする方に対し、タクシー利用の助成をする。助成額は、タクシー利用料金の9割とし、1回あたり上限4,000円である。助成対象となる回数は、片道を1回とし、年間24回を利用限度としている。

平成15年度	4人	9件	決算額	32,800円
平成16年度	4人	18件	決算額	70,040円
タクシー業者	4業者			

福祉巡回バスの利用状況

全町民を対象に、町有バス1台で町内を4コースに分け、一日2コースを午前2回・午後2回福祉巡回バスを運行している。老人福祉センターを起点として、町内各公共施設や病院等をコースに加え巡回している。

（単位：人）

年 度	午前	午後	土・日	計
平成12年度	3,117	2,849		5,966
平成13年度	2,528	2,321	769	5,618
平成14年度	2,526	2,006	420	4,952
平成15年度	3,052	2,550	558	6,160
平成16年度	2,763	2,303	276	5,342

福祉タクシー券の交付

身体障害者手帳を所持する1級及び2級の方、療育手帳A及びAの方で、自動車税の減免を受けていない方に、医療機関などへの往復に要するタクシー料金の一部を助成する。助成内容は、タクシー初乗り料金660円が無料になるタクシー利用券を年間36回分交付。但し、人工血液透析者は年間60回分を交付。

平成 14 年度	36 枚綴り	87 件	決算額	1,104,180 円
	60 枚綴り	15 件		
平成 15 年度	36 枚綴り	83 件	決算額	1,183,380 円
	60 枚綴り	11 件		
平成 16 年度	36 枚綴り	69 件	決算額	1,123,980 円
	60 枚綴り	14 件		
タクシー業者	27 業者			

(5) 社会福祉協議会による低床カー貸付事業

阿見町社会福祉協議会において、高齢者、心身障害者（児）の方で車椅子を使用している方、歩行困難な方の社会参加を促す目的のため、低床カーを貸し出し、当該者の送迎に用いる事業。平成 16 年度の利用件数は 141 件であった。利用料金は走行距離 1 キロにつき 10 円の利用料金を徴収している。又、阿見町社会福祉協議会においては、高齢者生きがい活動支援通所事業（ワゴン車）、障害者ディサービス事業（リフト車）で送迎を行っている。

(6) 介護保険サービス

介護保険の居宅介護サービスのひとつである「通院等乗降介助」の事業者は、阿見町にはないが、土浦市、つくば市等近隣市町村に複数事業者があり、平成 16 年度における阿見町の「通院等乗降介助」利用人数は 7 人、利用回数は 1,283 回となっている。

(7) 障害者支援費サービス

「通院等乗降介助」

支援費サービスにおいても、平成 16 年 10 月から介護保険と同様の「通院等乗降介助」サービスが開始されたが、平成 16 年度の利用実績はない。

「移動介護」

対象者数：全身性障害者 7 人、視覚障害者（ガイドヘルパー）3 人、知的障害者 0 人、障害児 0 人

利用人数：全身性障害者約 3 人、視覚障害者約 3 人、知的障害者 0 人、障害児 0 人（平成 16 年度実績）

5 構造改革特別区域計画の意義

阿見町における移送サービスの潜在的利用希望者数はかなりあり、これらニーズに対する提供の実態には大きな乖離がある。人工透析患者や知的障害者、座位が保てる要介護高齢者等の福祉車両を必要としない移動制約者の移動ニーズに対してまで、車両台数が極めて少ない福祉車両だけで対応することは困難である。

これらの課題を克服するため、移動制約者の移動手段の確保については、従来の公共交通機関等の事業活動以外に、町社会福祉協議会や NPO 法人等の福祉有償サービスにおける使用範囲を、福祉車両のみならずセダン型等の一般車両の使用に拡充することにより、日常生活を営む上で困難を抱えるすべての町民が地域社会の一員として安心して、暮らすことのできる社会の構築と、民間の自主活動による地域福祉の充実を推進することができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

阿見町の基本計画である阿見町第 5 次総合計画では、「人と自然がつくる楽しいまち」を目標に、住み慣れた地域で、誰もが健康で安心して生き生きと暮らすことのできる地域社会の形成を目指し、地域福祉の充実と住みよい豊かなまちづくりを進める中で、公共交通の利便性向上や新たな交通環境の整備を推進している。

本町では、バスが唯一の公共輸送機関であり、通勤や通学、買い物など、町民の暮らしの足として欠くことのできない交通手段となっている。しかし、モータリゼーションの進展により、バスの利用者が次第に減少してきたことなどから、採算上バス路線及び本数が減少し、バス又は公共輸送機関以外に交通手段を待たない交通弱者のニーズに対応できない状況にある。

移動制約者に対する施策としては、公共交通機関の協力を得て、外出支援サービス事業、福祉タクシー券の交付事業の外、町有バスを活用した福祉巡回バス事業を実施している。

福祉巡回バスについては、昭和 60 年 4 月の福祉センターの開設に伴い、高齢者を対象に、入浴や娯楽、趣味等に広く利用してもらうために、交通手段のない高齢者の移動手段として、運行を開始し、町内を 4 コースに分けて巡回しているが、バス停まで出向けない、利用時間帯が合わない、目的地までの路線がない等の理由により、潜在的な外出希望はあるものの利用できないという状況

が見受けられる。

NPO 法人等によるセダン型等の車両を使用した福祉有償運送サービスを実施することは、このような移動制約者の移動手段を拡充し、日常生活圏域で生涯に渡る生活を維持するための、生活の利便性を向上させ、社会参加の促進を図り、高齢者や障害者の日常生活圏域での自立支援や介護予防、家族の介護負担の軽減を図ることができる。

これらは、阿見町第5次総合計画に基づき策定された、阿見町老人保健福祉計画における高齢者の寝たきり予防や要介護状態の悪化防止、地域で自立した生活を支援する介護予防・生活支援サービス事業の推進を図ることができ、さらには、阿見町障害者基本計画における生活環境の拡大事業の中の移動支援の充実の一翼を担うことができる。また、民間の自主活動による地域福祉の充実に寄与できるものと考えられる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO法人等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大していくことにより、福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくなり要介護状態の悪化防止や、従来、病院の通院やディサービスの利用程度しか外出できなかつた高齢者等が外出しやすくなり、余暇活動や地域活動への参加も可能となり、移動制約者の社会参加促進が図られる。

また、移動制約者の移動活性化に伴い、地域内で輸送サービス全体の底上げがなされ、買い物等による消費の拡大や、介護者の就労機会の確保が図られ、地域社会及び地域経済に大きな波及効果をもたらし、地域雇用の拡大が図られるものとする。

8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 福祉タクシー助成事業

- ・実施主体 阿見町 総合保健福祉会館
- ・対象者 身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A・A所持者で(軽)自動車税の減免を受けていない方
- ・利用回数 年間36回(人工血液透析者は年間60回)
- ・助成額 タクシー初乗り料金660円が無料となる

(2) 福祉巡回バス運行事業

- ・実施主体 阿見町 社会福祉課
- ・対象者 町民
- ・運行コース 町内を4コースに分け、さらに「水・金」、「火・木」の曜日別に巡回経路を変えることで町内を4地区に分けて路線を設定。
- ・運行日 土・日曜日、祝日、年末年始を除く毎日
(土・日曜日は老人会、高齢者団体で公的機関を利用して行事がある場合、予約運行)
- ・料 金 無料

(3) 外出支援サービス事業

- ・実施主体 阿見町 社会福祉課
- ・対象者 おおむね65歳以上の高齢者等で一般の公共交通機関を利用することが困難であり車椅子およびストレッチャーでの移動を必要とする方
- ・利用回数 年間24回(片道を1回とする)まで
- ・助成額 タクシー料金の9割、限度額4,000円/回まで

(4) 障害者支援費支給制度に基づく移動介護事業

平成15年4月から開始された、身体障害者、知的障害者、障害児に対する利用者本位の福祉サービスの居宅介護事業において、介護保険制度には無い「移動介護」制度があり、この制度は、全身性障害者、視覚障

害者、知的障害者、障害児の外出支援を目的としているものである。

- ・対象者 身体障害者手帳所持者
知的障害のある者
- ・内容 通勤、通学を除き、外出が必要なときに移動介護ができるホームヘルパーを派遣する。
- ・料金 利用者及び扶養義務者の所得状況により個々に算定。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運営主体

- ・ 阿見町内で活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

(2) 事業がおこなわれる区域

- ・ 出発地又は到着地が阿見町

(3) 事業により実現される行為

- ・ 要介護認定者、身体障害者、知的障害者、難病患者等の移動制約者で、あらかじめ運営主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人が所有する一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から一定の条件のもと許可されることとなったNPO法人等による福祉有償輸送だが、車両が福祉車両に限定されているため、社会福祉法人、NPO法人等が申請することができない厳しい状況にある。移動制約者は、一般車両を用いているのが主であり、一般車両によりサービスを提供することが

適しているため、福祉有償運送の運行車両を拡大し、移動制約者の外出の機会を増やし地域の活性化に繋げるよう対応を改善しようとするものである。

(1) 阿見町福祉有償運送等運営協議会の設置

阿見町における社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、平成16年度阿見町が主宰者となり阿見町福祉有償運送等運営協議会を設置し、平成17年3月29日第1回運営協議会を開催した。

運営協議会の委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- ・学識経験者
- ・関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する職員
- ・バス、タクシー等関係公共交通機関及び運転者の代表
- ・福祉有償運送等の利用者の代表
- ・ボランティア団体の代表
- ・阿見町町長が指名する職員

運営協議会の開催

- ・協議会は、会長が招集し、議長を務める。
- ・協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・協議会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数の場合には、議長が決定する。
- ・会長は、必要があると認められるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

運営協議会の事務局

- ・運営協議会に関する事務は、阿見町民生部社会福祉課において処理する。

(2) 運送主体

当該輸送の確保については、市町村長から具体的協力依頼を受けた、社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

(3) 運送の対象

会員として登録された次に掲げる者及びその付添人。

- ・介護保険法（平成9年法第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」

- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

（４） 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両並びにセダン型等の一般車両とする。

使用権原

運送主体が使用権原を有している車両、又は、運転者等から提供される自家用自動車で以下の条件を満たす車両。

- ・運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

- ・「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
- ・文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行う。

自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の形式、自動車登録番号及び初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

（５） 運転者

自動車免許の種別及び講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力及び経験を有していると認められた者とする。

- ・申請日前一定期間運転免許停止処分を受けていない者。
- ・茨城県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受

講した者。

- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者。
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者。
- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者。

運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

（ 6 ） 損害賠償措置

- ・ 運送に使用する車両全てについて、対人 8,000 万円及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。
- ・ 運送主体として、乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。

（ 7 ） 運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね 2 分の 1 を目安とする。

（ 8 ） 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の完全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が、明確に整備されていること。

（ 9 ） 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものではないこと。